

厚岸町規則第7号

行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

厚岸町長 若狭 靖

行政組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(厚岸町行政組織規則の一部改正)

第1条 厚岸町行政組織規則(平成11年厚岸町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「厚岸町事務分掌条例(平成10年厚岸町条例第30号)」を「厚岸町事務分掌条例(平成30年厚岸町条例第34号)」に改め、「課」の次に「及び室」を加える。

第4条第1項中「及び」を「、室に室長及び係に」に改める。

第5条第1号中「課長」の次に「及び室長」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

課名	係名	分担事務
総務課	総務係	(1) 議会の招集、議会提出議案及び議会との連絡調整に関すること。 (2) 儀式、栄典及び表彰に関すること。 (3) 行政委員会等の連絡調整に関すること。 (4) 各課の連絡調整に関すること。 (5) 課長会議及び管理職会議に関すること。 (6) 公職者名簿に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 名誉町民に関する事。</li> <li>(8) 町長交際費に関する事。</li> <li>(9) 町長及び副町長の秘書に関する事。</li> <li>(10) 町長の資産等の公開に関する事。</li> <li>(11) 行政手続及び行政不服審査に関する事。</li> <li>(12) 許可、認可及び指令に関する事。</li> <li>(13) 文書の收受、配布及び発送に関する事。</li> <li>(14) 文書及び書庫管理に関する事。</li> <li>(15) 統括管理の備品に関する事。</li> <li>(16) 公印の保管に関する事。</li> <li>(17) 庁舎内外の管理、維持及び修繕に関する事。</li> <li>(18) 当直及び庁中取締に関する事。</li> <li>(19) 事務引継に関する事。</li> <li>(20) 出張命令及び外勤命令に関する事。</li> <li>(21) 旅費及び費用弁償に関する事。</li> <li>(22) 総合賠償補償保険の加入に関する事。</li> <li>(23) 寄附（ふるさと納税を除く。）の受納事務に関する事。</li> <li>(24) 人権擁護に関する事。</li> <li>(25) 平和行政に関する事。</li> <li>(26) 宗教団体に関する事。</li> <li>(27) 簡易郵便局に関する事。</li> <li>(28) 自動車臨時運行事務に関する事。</li> <li>(29) 町の境界に関する事。</li> <li>(30) 町村会に関する事。</li> <li>(31) 条例、規則等法規文書の審査及び指導に関する事。</li> <li>(32) 法令等の解釈、運用その他法制執務に関する事。</li> <li>(33) 公告式に関する事。</li> <li>(34) 顧問弁護士に関する事。</li> <li>(35) 訴訟に関する事。</li> <li>(36) 情報公開に関する事。</li> <li>(37) 情報公開審査会に関する事。</li> <li>(38) 個人情報保護及び特定個人情報保護に関する事。</li> <li>(39) 個人情報保護審査会に関する事。</li> <li>(40) 個人情報保護審議会に関する事。</li> <li>(41) 総合教育会議に関する事。</li> <li>(42) 他の課等の主管に属さない事項</li> </ul>
職員係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の任命、退職、分限、再任用、懲戒その他身分に関する事。</li> <li>(2) 職員の表彰に関する事。</li> <li>(3) 職員の服務に関する事。</li> <li>(4) 職員の定数及び人事記録に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 職員の試験及び選考に関すること。</li> <li>(6) 職員の昇給、昇格及び給与に関すること。</li> <li>(7) 職員の勤務条件に関すること。</li> <li>(8) 職員の保健及び福利厚生に関すること。</li> <li>(9) 職員の安全衛生及び健康診断に関すること。</li> <li>(10) 職員の被服に関すること。</li> <li>(11) 職員の年金に関すること。</li> <li>(12) 職員の人事評価に関すること。</li> <li>(13) 町長と職員の意見交換に関すること。</li> <li>(14) 職員の研修、能力開発、人材育成及び職員提案に関すること。</li> <li>(15) 特別職の任免、委嘱、報酬等に関すること。</li> <li>(16) 釧路町村公平委員会に関すること。</li> <li>(17) 北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会に関すること。</li> <li>(18) 北海道市町村職員退職手当組合に関すること。</li> <li>(19) 職員の災害補償に関すること。</li> <li>(20) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合に関すること。</li> <li>(21) 北海道市町村総合事務組合に関すること。</li> <li>(22) 職員団体に関すること。</li> <li>(23) 職員住宅（指定職員住宅を除く。）の入退居及び住宅料の賦課徴収に関すること。</li> <li>(24) 職員の社会保険に関すること。</li> <li>(25) 事務分掌、行政組織機構及びスタッフ制に関すること。</li> <li>(26) 事務改善に関すること。</li> <li>(27) 臨時職員及び非常勤職員に関すること。</li> <li>(28) 職員の団体生命保険、財形貯蓄等に関すること。</li> <li>(29) 職員の所得税の源泉徴収及び年末調整に関すること。</li> <li>(30) その他職員に関すること。</li> </ul>
<p>広報統計係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政全般についての広報広聴活動に関すること。</li> <li>(2) 行政情報の提供及び行政の説明責任の遂行に関すること。</li> <li>(3) 自治会要望に関すること。</li> <li>(4) 広報誌「あつけし」の企画、編集、発行及び配布に関すること。</li> <li>(5) 町の概要を説明・紹介する冊子の制作及び発行に関すること。</li> <li>(6) 町のホームページの企画、編集、調整及び配信に関すること。</li> <li>(7) 各種統計調査に関すること。</li> </ul>

総合政策課	政策調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 厚岸町統計書の編集及び発行に関すること。</li> <li>(9) 厚岸町統計調査員協議会に関すること。</li> <li>(10) その他広報、広聴及び統計調査に関すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町政の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(2) 町の総合計画に関すること。</li> <li>(3) 町政執行方針に関すること。</li> <li>(4) 地方創生に関すること。</li> <li>(5) 国及び北海道の長期計画に関すること。</li> <li>(6) 広域行政に関すること。</li> <li>(7) 過疎地域振興対策に関すること。</li> <li>(8) 山村地域振興対策に関すること。</li> <li>(9) 辺地振興対策に関すること。</li> <li>(10) 離島振興対策及びその他地域指定に関すること。</li> <li>(11) 土地利用に関すること。</li> <li>(12) 町有施設等に関する総合的な計画に関すること。</li> <li>(13) 空家等に関する総合的な計画に関すること。</li> <li>(14) 町民からの要望の受理及び意見聴取並びにその解決の庁内調整に関すること。</li> <li>(15) 総合陳情及び請願に関すること。</li> <li>(16) 複数の課等にまたがる事業調整に関すること。</li> <li>(17) 北方領土返還運動に関すること。</li> <li>(18) 地方分権及び権限移譲に関すること。</li> <li>(19) 行政改革に関すること。</li> <li>(20) 町史編さんに関すること。</li> <li>(21) 他の課等に属さない政策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(22) その他他課内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	ふるさと交流係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ふるさと納税に関すること。</li> <li>(2) ふるさと納税基金に関すること。</li> <li>(3) 移住及び定住に関すること。</li> <li>(4) 地域おこし協力隊に関すること。</li> <li>(5) まちおこし基金事業に関すること。</li> <li>(6) まちおこし団体の支援に関すること。</li> <li>(7) 友好都市との親善交流の総合調整に関すること。</li> <li>(8) その他地域間交流に関すること。</li> <li>(9) 姉妹都市との親善交流の総合調整に関すること。</li> <li>(10) その他国際交流及び国際協力に関すること。</li> <li>(11) 東京厚岸会等のふるさと会に関すること。</li> <li>(12) その他ふるさとづくりに関すること。</li> </ul>

	<p>財政係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算編成に関すること。</li> <li>(2) 予算の執行管理に関すること。</li> <li>(3) 決算に関すること。</li> <li>(4) 地方交付税に関すること。</li> <li>(5) 地方譲与税等に関すること。</li> <li>(6) 町債に関すること。</li> <li>(7) 財政事情の公表に関すること。</li> <li>(8) 財政改革に関すること。</li> <li>(9) 資金計画及び一時借入金に関すること。</li> <li>(10) 財政調整基金、減債基金及び地域づくり推進基金に関すること。</li> <li>(11) 北海道市町村備荒資金組合に関すること。</li> <li>(12) 財務会計システムの運用に関すること。</li> <li>(13) 財務に係る規定の調整に関すること。</li> <li>(14) その他財政に関すること。</li> </ol>
<p>危機対策室</p>	<p>危機対策係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設工事、物品等の入札参加資格に関すること。</li> <li>(2) 入札及び契約に関すること。</li> <li>(3) 町有施設保守点検等の一括契約に関すること。</li> <li>(4) 町有財産の登記、登録、取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>(5) 財産調書並びに台帳の整備及び調査に関すること。</li> <li>(6) 町有財産の災害保険及び損害保険に関すること。</li> <li>(7) 共同購入物品の調達に関すること。</li> <li>(8) その他契約の総括及び財産管理に関すること。</li> <li>(9) 防災及び減災対策に関すること。</li> <li>(10) 防災会議及び災害対策本部に関すること。</li> <li>(11) 危機管理対応の統括に関すること。</li> <li>(12) 防災行政無線に関すること。</li> <li>(13) 緊急情報の発信に関すること。</li> <li>(14) 国民保護、国民保護対策本部、緊急対応事態対策本部及び国民保護協議会に関すること。</li> <li>(15) 自衛隊及びその関係団体に関すること。</li> <li>(16) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。</li> <li>(17) 矢臼別演習場に関すること。</li> <li>(18) 消防に関すること。</li> <li>(19) 釧路東部消防組合に関すること。</li> <li>(20) 自主防災組織に関すること。</li> <li>(21) 避難行動要支援者登録に関すること。</li> <li>(22) 福祉避難所に関すること。</li> <li>(23) 罹災証明に関すること。</li> <li>(24) AEDの設置等に関すること。</li> </ol>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(18) その他防災及び危機管理に関すること。</li> <li>(19) その他室内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	防災情報係		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報政策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(2) 地域情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(3) 行政情報システムに係る指導、支援及び調整に関すること。</li> <li>(4) 情報処理室の運用管理に関すること。</li> <li>(5) データの保護管理に関すること。</li> <li>(6) 情報通信基盤施設に関すること。</li> <li>(7) 情報告知端末に関すること。</li> <li>(8) 共聴施設等に関すること。</li> <li>(9) テレビ難視聴地区に関すること。</li> <li>(10) マイナンバー制度の総合調整等に関すること。</li> <li>(11) 他課に属さない電子計算機及び情報システムに関すること。</li> <li>(12) その他情報政策及び情報管理に関すること。</li> </ul>
税務課	課税係		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税務関係事務の総合調整に関すること。</li> <li>(2) 町民税、軽自動車税及び町たばこ税（以下「町民税等」という。）の賦課に関すること。</li> <li>(3) 町民税及び軽自動車税の減免に関すること。</li> <li>(4) 国民健康保険税及び介護保険料の賦課及び減免に関すること。</li> <li>(5) 所得税の申告に関すること。</li> <li>(6) 課税の諸証明に関すること。</li> <li>(7) 課税台帳の調製に関すること。</li> <li>(8) 後期高齢者医療保険料の賦課資料の収集及び調査に関すること。</li> <li>(9) 後期高齢者医療保険料の減免に関すること。</li> <li>(10) その他町民税等に関すること。</li> <li>(11) その他課内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	資産税係		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税（以下「固定資産税等」という。）の賦課及び減免に関すること。</li> <li>(2) 固定資産の評価補助及び価格の決定に関すること。</li> <li>(3) 固定資産に係る証明に関すること。</li> <li>(4) 課税台帳の調製及び閲覧に関すること。</li> <li>(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>(6) 固定資産評価審査委員会に関すること。</li> <li>(7) その他固定資産税等に関すること。</li> </ul>
	収納係		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 納税奨励及び納税相談に関すること。</li> </ul>

		<p>(2) 町民税等、固定資産税等、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 町民税等、固定資産税等、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。</p> <p>(4) 徴収の嘱託及び受託に関すること。</p> <p>(5) 納税証明に関すること。</p> <p>(6) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構に関すること。</p> <p>(7) 税外収入の総合調整に関すること。</p> <p>(8) 税外収入の滞納分の徴収支援に関すること。</p> <p>(9) その他納税及び税外収入に関すること。</p>
町民課	窓口サービス係	<p>(1) 総合案内に関すること。</p> <p>(2) お客さま窓口（関係課の窓口業務の連携及び調整）に関すること。</p> <p>(3) 湖南地区出張所及び上尾幌駐在所の連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(5) 印鑑登録及び印鑑証明に関すること。</p> <p>(6) 特別永住者及び中长期在留者の在留関連事務に関すること。</p> <p>(7) 犯罪人名簿に関すること。</p> <p>(8) 成年被後見人、被保佐人及び破産者に関すること。</p> <p>(9) 戸籍人口動態及び諸統計の行政資料に関すること。</p> <p>(10) 戸籍附票の記載及び保管に関すること。</p> <p>(11) 戸籍及び住民基本台帳情報電算事務に関すること。</p> <p>(12) 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の規定による報告に関すること。</p> <p>(13) 死体（胎）埋火葬許可に関すること。</p> <p>(14) 火葬場使用許可に関すること。</p> <p>(15) 地図の売払いに関すること。</p> <p>(16) 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。</p> <p>(17) 個人番号に関すること。</p> <p>(18) その他課内他係に属さない事務に関すること。</p>
	自治振興係	<p>(1) 自治会及び自治会連合会に関すること。</p> <p>(2) 地域担当職員制度に関すること。</p> <p>(3) 地区集会所、地区コミュニティセンター、生活館及び生活改善センターの管理及び運営に関すること。</p>

	<p>保険医療係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(4) 町民の相談及び苦情処理に関すること。</li> <li>(5) 交通安全に関すること。</li> <li>(6) 防犯及び暴力追放に関すること。</li> <li>(7) 地域公共交通に関すること。</li> <li>(8) 特定非営利活動を行う団体に関すること。</li> </ol>
	<p>健康推進係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民健康保険事業の運営に関すること。</li> <li>(2) 国民健康保険運営協議会に関すること。</li> <li>(3) 国民健康保険被保険者の資格管理に関すること。</li> <li>(4) 国民健康保険の保険給付に関すること。</li> <li>(5) 国民健康保険被保険者の健康増進に関すること。</li> <li>(6) 国民健康保険財政調整基金に関すること。</li> <li>(7) 高齢者医療事務に関すること。</li> <li>(8) 後期高齢者医療制度被保険者の資格管理に関すること。</li> <li>(9) 後期高齢者医療制度の保険給付の受付及び手続に関すること。</li> <li>(10) 後期高齢者医療制度の普及啓発に関すること。</li> <li>(11) 北海道後期高齢者医療広域連合に関すること。</li> <li>(12) 子ども、重度心身障害者及びびひとり親家庭等医療費の助成に関すること。</li> <li>(13) 国民年金受給権裁定請求書等に関すること。</li> <li>(14) 国民年金に関する諸届出に関すること。</li> <li>(15) 福祉年金証書に関すること。</li> <li>(16) その他公的健康保険との調整に関すること。</li> <li>(17) その他国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金に関すること。</li> </ol>
<p>保健福祉課</p>	<p>健康推進係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康の保持及び増進に関すること。</li> <li>(2) 健康増進計画に関すること。</li> <li>(3) 地域保健に関すること。</li> <li>(4) 感染症対策に関すること。</li> <li>(5) エキノコックス症対策 (媒介動物対策を除く。) に関すること。</li> <li>(6) 医療行政 (医療保険に関するものを除く。) に関すること。</li> <li>(7) 母子保健及び母体保護に関すること。</li> <li>(8) 子育て世代包括支援センターに関すること。</li> <li>(9) 未熟児養育医療の給付に関すること。</li> <li>(10) 予防接種に関すること。</li> <li>(11) 食品及び栄養に関すること。</li> <li>(12) 食生活の指導及び思想の普及に関すること。</li> <li>(13) 保健福祉総合センターの管理及び運営に関すること。</li> </ol>

	<p>(14) 保健センターの管理及び運営に関すること。  (15) その他の課等に属さない保健衛生、医療及び健康増進に関すること。  (16) その他課内他係に属さない事務に関すること。</p>
<p>地域支援係</p>	<p>(1) 社会福祉団体に関すること。  (2) 日本赤十字社に関すること。  (3) 民生委員児童委員及び民生委員推薦会に関すること。  (4) 旧軍人等の恩給及び遺族援護に関すること。  (5) 引揚者援護に関すること。  (6) 行旅病人及び死亡人に関すること。  (7) 被災者援護に関すること。  (8) 生活保護及び低所得者に関すること。  (9) 多機能共生型地域交流センターの管理及び運営の総合調整に関すること。  (10) 地域福祉計画に関すること。  (11) 老人福祉施設に関すること。  (12) 高齢者福祉計画に関すること。  (13) 高齢者福祉に関すること。  (14) 高齢者の介護予防及び生活支援事業に関すること。  (15) 長寿祝金及び敬老事業に関すること。  (16) 高齢者福祉団体に関すること。  (17) 福祉有償運送に関すること。  (18) 成年後見制度に関すること。  (19) 地域包括支援センターの管理及び運営に関すること。  (20) 地域支援事業に関すること (第1号事業支給費の支給に関することを除く。)  (21) 指定介護予防支援事業所の管理及び運営に関すること。  (22) 老人福祉基金に関すること。  (23) その他社会福祉、高齢者福祉及び介護予防に関すること。</p>
<p>子育て・障がい福祉係</p>	<p>(1) 母子、父子及び寡婦福祉資金に関すること。  (2) 母子相談に関すること。  (3) 児童手当に関すること。  (4) 児童扶養手当に関すること。  (5) 保育計画に関すること。  (6) 保育所の管理及び運営の総合調整に関すること。  (7) 保育所の入退所に関すること。  (8) 保育料に関すること。  (9) 子どものための教育・保育給付に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 特定教育・保育施設の指定監督業務に関すること。</li> <li>(11) 児童福祉施設の給食及び栄養管理に関すること。</li> <li>(12) 児童館の管理及び運営の総合調整に関すること。</li> <li>(13) 子育て支援センターの管理及び運営の総合調整に関すること。</li> <li>(14) 要保護児童に関すること。</li> <li>(15) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</li> <li>(16) 障がい者基本計画に関すること。</li> <li>(17) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。</li> <li>(18) 障がい者（児）の各種の給付及び助成に関すること。</li> <li>(19) 障害支援区分等審査会に関すること。</li> <li>(20) 障がい者（児）福祉制度の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(21) 障害者手帳及び障がいに伴う各種の手当の申請に関すること。</li> <li>(22) 障がい者（児）の相談及び生活支援に関すること。</li> <li>(23) 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。</li> <li>(24) 自立支援医療に関すること。</li> <li>(25) 難病対策に関すること。</li> <li>(26) 子ども発達支援センターに関すること。</li> <li>(27) 障がい者虐待及び防止に関すること。</li> <li>(28) 障がい福祉団体に関すること。</li> <li>(29) その他ひとり親、児童福祉及び障がい者（児）福祉に関すること。</li> </ul>
介護保険係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険被保険者の資格管理に関すること。</li> <li>(2) 介護保険給付に関すること。</li> <li>(3) 介護保険制度の普及啓発に関すること。</li> <li>(4) 介護保険事業計画に関すること。</li> <li>(5) 介護保険要介護認定及び要支援認定に関すること。</li> <li>(6) 厚岸浜中介護認定審査会に関すること。</li> <li>(7) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。</li> <li>(8) 地域密着型サービス運営委員会に関すること。</li> <li>(9) 地域密着型サービス事業者の指定監督業務に関すること。</li> <li>(10) 介護サービス事業者に対する苦情相談に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 介護給付費準備基金に関すること。</li> <li>(12) 地域支援事業第1号事業支給費の支給に関すること。</li> <li>(13) 地域支援事業第1号事業サービス事業者の指定監督業務に関すること。</li> <li>(14) 指定居宅介護支援事業者の指定監督業務に関すること。</li> <li>(15) その他介護保険制度に関すること。</li> </ul>
環境林務課	環境衛生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境施策の総合的施策の企画、調整及び調査に関すること。</li> <li>(2) 環境の保全、思想の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(3) 環境の調査、研究及び指導に関すること。</li> <li>(4) 環境苦情に係る調整、相談等に関すること。</li> <li>(5) 自然環境の保護（鳥獣保護を除く。）に関すること。</li> <li>(6) 自然公園の保護に関すること。</li> <li>(7) 北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為に関すること。</li> <li>(8) 特定施設等の届出及び指導に関すること。</li> <li>(9) 環境審議会に関すること（廃棄物対策に関することを除く。）。</li> <li>(10) 環境マネジメントシステムに関すること。</li> <li>(11) 墓地及び火葬場に関すること。</li> <li>(12) 畜犬登録事務に関すること。</li> <li>(13) 畜犬取締り及び野犬掃とうに関すること。</li> <li>(14) 特定動物の飼養規制に関すること。</li> <li>(15) 狩猟鳥獣（北海道から捕獲許可の権限移譲を受けているものに限る。）の駆除に関すること（鳥獣捕獲許可に関するものを除く。）。</li> <li>(16) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）で規定する犬及び猫の引取り並びに負傷動物に関すること。</li> <li>(17) エキノコックス症媒介動物対策に関すること。</li> <li>(18) 環境保全基金に関すること。</li> <li>(19) その他有害動植物、環境対策及び生活衛生に関すること。</li> <li>(20) その他課内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
	廃棄物対策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物対策に係る総合的施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 廃棄物処理計画に関すること。</li> <li>(3) 環境審議会に関すること。（廃棄物対策に関することに限る。）</li> <li>(4) ごみの減量対策に関すること。</li> <li>(5) リサイクル等の推進に関すること。</li> </ul>

		<p>(6) 廃棄物の適正処理に関すること。  (7) 不法投棄及び不法焼却の防止に関すること。  (8) 廃棄物の収集運搬に関すること。  (9) 廃棄物処理手数料に関すること。  (10) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。  (11) 浄化槽に関すること。  (12) 廃棄物の収集運搬委託業者に関すること。  (13) 廃棄物処理施設の運転委託業者に関すること。  (14) その他廃棄物に関すること。</p>
	<p>林政係</p>	<p>(1) 林業振興及び計画に関すること。  (2) 地域森林計画に関すること。  (3) 町有林野の経営計画及び管理業務に関すること。  (4) 町有林野の取得及び処分に関すること。  (5) 造林の指導奨励に関すること。  (6) 治山事業に関すること。  (7) 林地開発行為に関すること。  (8) 緑化事業に関すること。  (9) 保安林に関すること。  (10) 林道に関すること。  (11) 山火予防に関すること。  (12) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。  (13) 林業団体に関すること。  (14) 森林と湿原、河川等に対する施策の調整に関すること。  (15) 森林等保全に関すること。  (16) 林業用施設災害復旧に関すること。  (17) 木工センターの管理及び運営に関すること。  (18) 緑のふるさと公園（愛冠野営場を除く。）の管理及び運営に関すること。  (19) その他林業に関すること。</p>
<p>水産農政課</p>	<p>水産係</p>	<p>(1) 漁港整備計画及び管理に関すること。  (2) 漁港及び漁業環境の整備に関すること。  (3) 海難救助に関すること。  (4) 海運局所管に係る委任事務に関すること。  (5) 公有水面の埋立許認可事務に関すること。  (6) 海岸保全に関すること。  (7) 漁船廃油等処理に関すること。  (8) 漁業、水産加工等水産の振興及び普及に関すること。  (9) 漁場の改良及び造成に関すること。  (10) 水産物の処理、加工、流通及び振興に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 水産業団体に関すること。</li> <li>(12) 沿岸漁業の環境調査及び保全に関すること。</li> <li>(13) 漁村センターの管理及び運営に関すること。</li> <li>(14) さけ・ますふ化場の管理及び運営に関すること。</li> <li>(15) 釧路管内水産種苗センターの管理及び運営に関すること。</li> <li>(16) 漁港休憩施設・漁港関連施設の管理に関すること。</li> <li>(17) 水産・漁業被害に関すること。</li> <li>(18) 水産動物、海獣等に関すること。</li> <li>(19) その他水産業に関すること。</li> <li>(20) その他課内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">農政係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農畜産業振興及び計画に関すること。</li> <li>(2) 農業振興地域の整備に関すること。</li> <li>(3) 農業改良普及に関すること。</li> <li>(4) 自給飼料の振興に関すること。</li> <li>(5) 家畜産防疫対策及び衛生に関すること。</li> <li>(6) 農業関係制度資金及び負債対策に関すること。</li> <li>(7) 農業関係団体に関すること。</li> <li>(8) 農村景観及び環境保全型農業の振興に関すること。</li> <li>(9) 土地改良事業に係る農道整備に関すること。</li> <li>(10) 農業気象及び農業被害に関すること。</li> <li>(11) 防衛施設周辺整備事業のうち、農業用施設整備に関すること。</li> <li>(12) 山村振興等農林漁業特別対策事業のうち、農業用施設整備に関すること。</li> <li>(13) きのご菌床センターに関すること。</li> <li>(14) きのご産業振興の総合調整に関すること。</li> <li>(15) 土地改良事業に係る総合整備事業に関すること。</li> <li>(16) 農用地開発事業に関すること。</li> <li>(17) 農業構造改善事業に関すること。</li> <li>(18) 町営牧場の施設整備（維持管理を除く。）に関すること。</li> <li>(19) 農地防災安全に関すること。</li> <li>(20) 農用地施設の災害復旧に関すること。</li> <li>(21) 農業農村活性化施設の管理及び運営に関すること。</li> <li>(22) 太田活性化施設の管理及び運営に関すること。</li> <li>(23) 土地改良事業関係団体に関すること。</li> <li>(24) その他農村整備に関すること。</li> <li>(25) その他農業に関すること。</li> </ul>

観光商工課	観光係	
	商工雇用係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業、工業及び鉱業の振興に関すること。</li> <li>(2) 中小企業の支援に関すること。</li> <li>(3) 商業、工業及び鉱業の団体に関すること。</li> <li>(4) 企業立地に関すること。</li> <li>(5) 地域雇用情勢の分析と課題に関すること。</li> <li>(6) 雇用推進に関すること。</li> <li>(7) 労働者及び求職者の支援に関すること。</li> <li>(8) 消費者行政に関すること。</li> <li>(9) 職業訓練センターの管理及び運営に関すること。</li> <li>(10) 特定計量器定期検査に関すること。</li> <li>(11) 特産品開発及び物産振興に関すること。</li> <li>(12) 食文化の普及及び推進に関すること。</li> <li>(13) 新エネルギーに関すること。</li> <li>(14) 松葉鮎いの広場の管理に関すること。</li> </ul>
建設課	管理維持係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、橋梁、河川及び公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びぐらしの交流広場）の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 街路灯に関すること。</li> <li>(3) 公園（児童公園、太田農村公園、住の江丘陵公園及びぐらしの交流広場）の占用に関すること。</li> <li>(4) 町道の認定及び廃止に関すること。</li> <li>(5) 道路占用並びに河川及び堤防敷地の使用に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 地すべり及び急傾斜防止対策に関すること。</li> <li>(7) 除雪対策の計画及び実施に関すること。</li> <li>(8) 道路愛護組合に関すること。</li> <li>(9) 所掌工事等に係る資材等の管理に関すること。</li> <li>(10) 庁用車両の取得、配置及び処分に関すること。</li> <li>(11) 庁用車両の運行管理に関すること。</li> <li>(12) 土木機械及び車両の運行管理に関すること。</li> <li>(13) 他課の施設管理に必要な土木機械及び車両に関すること。</li> <li>(14) 庁用車両の安全運転管理に関すること。</li> <li>(15) 庁用車両の損害保険及び事故処理に関すること。</li> <li>(16) 車庫及び車両詰所の管理に関すること。</li> <li>(17) 町営住宅の管理及び入居者選考に関すること。</li> <li>(18) 福祉住宅の管理及び入居者選考に関すること。</li> <li>(19) きのこと菌床栽培新規着業者住宅の管理及び運営に関すること。</li> <li>(20) 職員住宅の管理（入退居及び住宅料の賦課徴収に関するものを除く。）に関すること。</li> <li>(21) 町営住宅使用料等所管税外収入の賦課、調定及び収納に関すること。</li> <li>(22) 町営住宅敷金利子基金に関すること。</li> <li>(23) 町営住宅等長寿命化計画に関すること。</li> <li>(24) その他車両及び住宅に関すること。</li> <li>(25) その他課内他係に属さない事務に関すること。</li> </ul>
<p>用地地籍係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設等用地の調査及び確定に関すること。</li> <li>(2) 公共施設等用地（未処理用地）の取得に関すること。</li> <li>(3) 測量成果の交付申請に関すること。</li> <li>(4) 厚岸町公共基準点等に関すること。</li> <li>(5) 公共施設等土地評価に関すること。</li> <li>(6) 公共施設等用地の寄附に関すること。</li> <li>(7) 地籍調査に関すること。</li> <li>(8) 字界、字名及び地番に関すること。</li> <li>(9) 字名等改正審議委員会に関すること。</li> <li>(10) 新たに生じた土地の確認及び区域の設定に関すること。</li> <li>(11) 地籍修正事業に関すること。</li> <li>(12) その他用地、地籍及び土地境界に関すること。</li> </ul>
<p>土木都市計画係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路、橋梁、河川の計画、設計及び実施に関すること。</li> <li>(2) 公共土木施設、都市災害及び農業用施設災害復旧工事に関すること。</li> <li>(3) 道路、橋梁、河川及び公共土木施設災害復旧事</li> </ul>

		<p>業に係る支障物件及び用地処理に関すること。</p> <p>(4) 都市計画事業（公共下水道を除く。）の設計及び実施に関すること。</p> <p>(5) 都市計画事業（公共下水道を除く。）に係る支障物件及び用地処理に関すること。</p> <p>(6) 土木技術を伴う農林水産工事に関すること。</p> <p>(7) 公園及び緑地に関すること。</p> <p>(8) 都市計画の基本調査に関すること。</p> <p>(9) 都市計画審議会に関すること。</p> <p>(10) 開発行為の計画、審査及び規制に関すること。</p> <p>(11) 都市計画施設の計画に関すること。</p> <p>(12) 都市計画区域内の土地利用に関すること。</p> <p>(13) 屋外広告物に関すること。</p> <p>(14) 花と緑のあるまちづくり推進に関すること。</p> <p>(15) その他土木及び都市計画に関すること。</p>
水道課	業務係	<p>建築係</p> <p>(1) 建築物の設計及び工事の実施に関すること。</p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築指導に関すること。</p> <p>(3) 建築確認申請の審査及び検査に関すること。</p> <p>(4) 建築確認申請手数料の徴収に関すること。</p> <p>(5) その他建築確認に係る徴収に関すること。</p> <p>(6) 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の設計審査及び検査に関すること。</p> <p>(7) 道路の位置の指定に関すること。</p> <p>(8) 住宅施策に関すること。</p> <p>(9) 建築防災に関すること。</p> <p>(10) 浄化槽の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(11) 住生活基本計画に関すること。</p> <p>(12) 空家等の管理指導、改修支援等に関すること。</p> <p>(13) 町営住宅等長寿命化計画に関すること。</p> <p>(14) その他建築に関すること。</p> <p>(1) 簡易水道事業、農業用水道及び下水道事業に係る条例及び規則等に関すること。</p> <p>(2) 簡易水道事業、農業用水道及び下水道事業の財政計画及び予算に関すること。</p> <p>(3) 業務統計に関すること。</p> <p>(4) 水道料金（その他収入を含む。）、下水道受益者負担金及び下水道使用料等の徴収及び収納に関すること。</p> <p>(5) 使用量及び汚水量の計量及び認定に関すること。</p> <p>(6) 水道及び下水道事業の普及促進に関すること。</p> <p>(7) 指定給水装置工事事業者の指定及び取消しに関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 給水装置工事及び自家用水道衛生対策設備工事補助金に関する事。</li> <li>(9) 排水設備等指定工事店の認可及び責任技術者の登録に関する事。</li> <li>(10) 水洗化等改造工事資金貸付及び水洗化等改造工事補助金に関する事。</li> <li>(11) その他課内他係に属さない事務に関する事。</li> </ul>
水道施設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 簡易水道事業並びに農業用水道施設の調査設計及び計画に関する事。</li> <li>(2) 簡易水道事業及び農業用水道施設からの水道水の供給及び水質に関する事。</li> <li>(3) 簡易水道事業及び農業用水道施設の維持管理に関する事。</li> <li>(4) 給水装置工事及び自家用水道衛生対策設備工事に関する事。</li> <li>(5) 工事台帳の整備に関する事。</li> <li>(6) 給水装置工事の設計及び工事受託に関する事。</li> <li>(7) 簡易水道事業の財産の取得及び管理に関する事。</li> <li>(8) 指定給水装置工事事業者の技術指導に関する事。</li> <li>(9) 飲用井戸等の調査及び連絡調整に関する事。</li> <li>(10) その他水道事業に係る技術に関する事。</li> </ul>
下水道施設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道事業の計画に関する事。</li> <li>(2) 下水道施設の工事及び下水道管渠の維持管理に関する事。</li> <li>(3) 都市下水路に関する事。</li> <li>(4) 排水設備等工事に関する事。</li> <li>(5) 排水設備等指定工事店の技術指導に関する事。</li> <li>(6) 下水道台帳の整備に関する事。</li> <li>(7) 指定設備並びに除外施設の届出の受理、審査及び指導に関する事。</li> <li>(8) 下水道の財産の取得及び管理に関する事。</li> <li>(9) その他下水道事業に係る技術に関する事。</li> </ul>

(厚岸町お客さま窓口設置規則の一部改正)

第2条 厚岸町お客さま窓口設置規則（平成11年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「厚岸町事務分掌条例（平成10年厚岸町条例第30号）」を「厚岸町事務分掌条例（平成30年厚岸町条例第34号）」に、「及び」を「、室及び」に改める。

第9条第4項第2号を次のように改める。

(2) 税務課長

第12条中「で」を「において」に改める。

(矢臼別演習場対策委員会条例施行規則の一部改正)

第3条 矢臼別演習場対策委員会条例施行規則（昭和38年厚岸町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「危機対策室危機対策係」に、「するものとする」を「する」に改める。

(厚岸町情報公開条例施行規則の一部改正)

第4条 厚岸町情報公開条例施行規則（平成12年厚岸町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「広報情報係」を「総務係」に改める。

(厚岸町定数外職員取扱規則の一部改正)

第5条 厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

別記様式第1号中「税財政課」を「総合政策課」に改める。

別記様式第4号中「税財政課」を「総合政策課」に改める。

(厚岸町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 厚岸町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成28年厚岸町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「税財政課」を「総合政策課」に改める。

(厚岸町財務規則の一部改正)

第7条 厚岸町財務規則(平成18年厚岸町規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「厚岸町事務分掌条例(平成10年厚岸町条例第30号)」を「厚岸町事務分掌条例(平成30年厚岸町条例第34号)」に改め、「課長」の次に「、室の室長」を加える。

(厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成18年厚岸町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「税財政課長」を「総合政策課長」に改め、同項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(町税の納期の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 町税の納期の特例に関する条例施行規則(昭和37年厚岸町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「税財政課資産税係」を「課係」に改める。



(厚岸町児童館条例施行規則の一部改正)

第10条 厚岸町児童館条例施行規則(平成6年厚岸町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「児童福祉係」を「子育て・障がい福祉係」に改める。

第14条中「並びに」を「及び」に改める。

(厚岸町鳥獣被害対策実施隊設置規則の一部改正)

第11条 厚岸町鳥獣被害対策実施隊設置規則(平成27年厚岸町規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「環境政策課長」を「環境林務課長」に改める。

第11条中「環境政策課」を「環境林務課林政係」に、「するものとする」を「する」に改める。

(厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例施行規則の一部改正)

第12条 厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例施行規則(平成22年厚岸町規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「産業振興課」を「 課」に改める。

(厚岸町中小企業振興会議規則の一部改正)

第13条 厚岸町中小企業振興会議規則(平成23年厚岸町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「まちづくり推進課」を「観光商工課商工雇用係」に改める。

(厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例施行規則の一部改正)

第14条 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例施行規則(平成14年厚岸町規則第44号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項「まちづくり推進課」を「観光商工課商工雇用係」に、「行う」を「処理する」に改める。

(厚岸町観光審議会条例施行規則の一部改正)

第15条 厚岸町観光審議会条例施行規則(昭和55年厚岸町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「まちづくり推進課」を「観光商工課」に改める。

第7条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(厚岸町営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第16条 厚岸町営住宅管理条例施行規則(平成9年厚岸町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第11号様式中「役場契約管財係」を「課係」に、「下さい」を「ください」に改める。

(厚岸町防災行政無線施設(固定系)戸別受信方式受信局管理規則の一部改正)

第17条 厚岸町防災行政無線施設(固定系)戸別受信方式受信局管理規則(平成7年厚岸町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項「がたい」を「難しい」に改め、同条第2項中「総務課」を「危機対策室」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「条例第4条第3号」を「条例第4条第1項の表第3号」に改め、同条第4号中「申し出」を「申出」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。